

沖縄県警察関係手数料条例施行規則

発出年月日：平成12. 3. 31

文書番号：沖縄県規則126

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 条例第7条の規定により手数料の全部又は一部を免除する理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体から申請があるとき。
- (2) 前号に掲げるほか、知事が特に必要があると認める者から申請があるとき。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。